

ご利用料のご案内

【入 所】

★入所利用料(基本型)

居室	要介護度	基本日額	居住費	食費	栄養マネジメント加算	サービス提供体制強化加算	夜勤職員配置加算	教養娯楽費	日用品費	合計(日額)	合計(月額)
個室	要介護1	¥701	¥1,668	¥1,392	¥14	¥18	¥24	¥100	¥100	¥4,017	¥120,510
	要介護2	¥746								¥4,062	¥121,860
	要介護3	¥808								¥4,124	¥123,720
	要介護4	¥860								¥4,176	¥125,280
	要介護5	¥911								¥4,227	¥126,810
多床室	要介護1	¥775	¥377	¥1,392	¥14	¥18	¥24	¥100	¥100	¥2,800	¥84,000
	要介護2	¥823								¥2,848	¥85,440
	要介護3	¥884								¥2,909	¥87,270
	要介護4	¥935								¥2,960	¥88,800
	要介護5	¥989								¥3,014	¥90,420

※ 注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰの条件を満たせば上記料金の¥34割増となります。

【在宅強化型の基本日額】

- 個室 要介護1(¥742)、要介護2(¥814)、要介護3(¥876)、要介護4(¥932)、要介護5(¥988)
 - 多床室 要介護1(¥822)、要介護2(¥896)、要介護3(¥959)、要介護4(¥1,015)、要介護5(¥1,070)
- ※ 注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱの条件を満たせば上記料金の¥46割増となります。

- * 介護職員の総数の内、介護福祉士が60%以上配置されている場合、¥18(サービス提供体制強化加算)が算定されます。
- * 入所後30日に限り、上記料金の ¥30(初期加算)割増となります。
- * 短期集中リハビリテーションを実施した場合、入所後3ヶ月に限り上記料金の ¥240(短期集中リハビリテーション実施加算)割増となります。
- * 認知症短期集中リハビリテーションを実施した場合、入所後3ヶ月に限り上記料金の ¥240(認知症短期集中リハビリテーション実施加算)割増となります。
- * 療養食(糖尿病食、腎臓病食等)の場合、上記料金の1食 ¥6(療養食加算)割増となります。
- * 介護職員の処遇改善に取り組む事業所の場合、基本日額に各種加算を加え3.9%を乗じた額が割増となります。
- * 上記の職場環境等の要件に関し複数の取組を実施した場合、基本日額に各種加算を加え2.1%を乗じた額が割増となります。
- * 排せつ介護に基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施した場合、上記料金の ¥100/月(排せつ支援加算)割増となります。
- * 入所の場合は、基本日額の中にオムツ代が含まれます。

【(介護予防)短期入所療養介護】

★(介護予防)短期入所療養介護利用料(基本型)

居室	要介護度	基本日額	滞在費	食費	サービス提供体制強化加算	夜勤職員配置加算	教養娯楽費	日用品費	合計(日額)
個室	要支援1	¥580	¥1,668	¥353 (朝食)	¥18	¥24	¥100	¥100	¥3,882
	要支援2	¥721							¥4,023
	要介護1	¥755							¥4,057
	要介護2	¥801							¥4,103
	要介護3	¥862							¥4,164
	要介護4	¥914							¥4,216
多床室	要支援1	¥613	¥377	¥353 (朝食)	¥18	¥24	¥100	¥100	¥2,624
	要支援2	¥768							¥2,779
	要介護1	¥829							¥2,840
	要介護2	¥877							¥2,888
	要介護3	¥938							¥2,949
	要介護4	¥989							¥3,000
要介護5	¥1,042	¥3,053							

※ 注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰの条件を満たせば上記料金の¥34割増となります。

【在宅強化型の基本日額】

- 個室 要支援1(¥621)、要支援2(¥762)、要介護1(¥797)、要介護2(¥868)、要介護3(¥930)
要介護4(¥986)、要介護5(¥1,041)
 - 多床室 要支援1(¥660)、要支援2(¥816)、要介護1(¥876)、要介護2(¥950)、要介護3(¥1,012)
要介護4(¥1,068)、要介護5(¥1,124)
- ※ 注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱの条件を満たせば上記料金の¥46割増となります。

- * 介護職員の総数の内、介護福祉士が60%以上配置されている場合、¥18(サービス提供体制強化加算)が算定されます。
- * 個別リハビリテーションを実施した場合、上記料金の ¥240(個別リハビリ実施加算)割増となります。
- * 送迎をした場合、上記料金の ¥184(片道)割増となります。
- * 療養食(糖尿病食、腎臓病食等)の場合、上記料金の1食 ¥8(療養食加算)割増となります。
- * 認知症行動・心理症状緊急対策を実施した場合、上記料金の ¥200(認知症行動・心理症状緊急対策加算)割増となります。
- * 重度療養管理を実施した場合、上記料金の ¥120(重度療養管理加算)割増となります。
- * 緊急に短期入所を受け入れた場合、上記料金の ¥90(緊急短期入所受入加算)割増となります。
- * 介護職員の処遇改善に取り組む事業所の場合、基本日額各種に各種加算を加え3.9%を乗じた額が割増となります。
- * 上記の職場環境等の要件に関し複数の取組を実施した場合、基本日額に各種加算を加え2.1%を乗じた額が割増となります。

【通所リハビリテーション】

★提供時間が6時間以上7時間未満の場合

要介護度	基本日額	食費	サービス提供体制強化加算	中重度者ケア体制加算	入浴加算	教養娯楽費	日用品費	合計(日額)
要介護1	¥629	¥393	¥18	¥20	¥50	¥50	¥50	¥1,210
要介護2	¥754							¥1,335
要介護3	¥874							¥1,455
要介護4	¥1,019							¥1,600
要介護5	¥1,161							¥1,742

- * 3時間以上のサービス提供時に、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士等の合計数が当該事業所の利用者数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合、¥24/日(リハビリテーション提供体制加算)が算定されます。
- * 介護職員の総数の内、介護福祉士が50%以上配置されている場合、¥18/日(サービス提供体制強化加算)が算定されます。
- * 要介護3以上の中重度要介護者を積極的に受け入れる体制を整備した場合、¥20/日(中重度者ケア体制加算)が算定されます。
- * 退院(所)日又は、認定日から起算して、3月以内: ¥110/日(短期集中個別リハビリ実施加算)割増となります。
- * リハビリテーション計画を策定し、進捗状況を3月毎に評価し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合、¥330/月(リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ)割増となります。
- * 6月以内の場合には1月に1回以上、6月を超えた場合には、3月に1回以上のリハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直している場合、(リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ、Ⅲ)割増となります。
- ※ リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士等が説明する場合(リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ)
 - 開始月から6月以内 ¥850/月
 - 開始月から6月超 ¥530/月
- ※ リハビリテーション計画の作成に関与した医師が説明する場合(リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ)
 - 開始月から6月以内 ¥1,120/月
 - 開始月から6月超 ¥800/月
- * 月2回(3ヶ月)に限り、上記料金に ¥150(栄養改善加算)、¥150(口腔機能向上加算)割増となります。但し、これら加算については、利用者様の希望による選択的メニューになっています。
- * 要介護3、要介護4又は5であって、医学的管理を実施した場合、上記料金に ¥100/日(重度療養管理加算)割増となります。
- * 前年のサービス提供が終了した方のうち通所介護等の社会参加に資する取組に移行した方が終了者の5%超いる場合、上記料金に ¥12/日(社会参加支援加算)割増となります。
- * 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション計画書を作成しリハビリテーションを実施した場合、(生活行為向上リハビリテーション実施加算)割増となります。
 - 開始月から3月以内 ¥2,000/月
 - 開始月から3月超え6月以内 ¥1,000/月
- * 介護職員の処遇改善に取り組む事業所の場合、基本日額各種に各種加算を加え4.7%を乗じた額が割増となります。
- * 上記の職場環境等の要件に関し複数の取組を実施した場合、基本日額に各種加算を加え2%を乗じた額が割増となります。
- * 送迎を希望されない場合には、片道 ¥47割引かれます。

【介護予防通所リハビリテーション】

要介護度	基本月額	食費	サービス提供体制強化加算	教養娯楽費	日用品費	合計(月額)
要支援1	¥1,721	¥393	¥72	¥50	¥50	¥3,765
要支援2	¥3,634		¥144			¥7,722

- ★ 上記金額は、要支援1の場合は週1回、要支援2の場合は週2回利用した料金です。(食費、教養娯楽費、日用品費は日額)
- * リハビリテーション計画を策定し、進捗状況を3月毎に評価し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合、¥330/月(リハビリテーションマネジメント加算)割増となります。
- * 介護福祉士が50%以上配置されている場合、¥72(要支援1) ¥144(要支援2)/月(サービス提供体制強化加算)が算定されます。
- * 月1回に限り、上記料金に ¥225(運動器機能向上加算)、¥150(栄養改善加算)、¥150(口腔機能向上加算)割増となります。但し、これら加算については、利用者様の希望による選択的メニューになっています。
- * 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション計画書を作成しリハビリテーションを実施した場合、(生活行為向上リハビリテーション実施加算)割増となります。
 - 開始月から3月以内 ¥900/月
 - 開始月から3月超え6月以内 ¥450/月
- * 介護職員の処遇改善に取り組む事業所の場合、基本月額各種に各種加算を加え4.7%を乗じた額が割増となります。
- * 上記の職場環境等の要件に関し複数の取組を実施した場合、基本日額に各種加算を加え2%を乗じた額が割増となります。

その他の料金(全額自己負担)

- ①電気代 ¥50
- ②その他 上記の他レクリエーション費用、買物サービスの費用などは自己負担となります。